

監査報告書

令和 5年 5月 18日

公益財団法人大阪タクシーセンター

会長 西岡 信也 殿

公益財団法人大阪タクシーセンター

監事 梅山 光法



私は、令和4年4月1日から令和5年3月31日までの令和4年度の理事の職務の執行に関して監査を行いましたので、監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1 監査の方法及びその内容

私は、理事及び使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、理事会に出席し、理事等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて監査を行いました。

2 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

(ア) 事業報告は、法令及び定款に従い、センターの状況を正しく示しているものと認めます。

(イ) 理事の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書並びに財産目録の監査結果

計算書類及びその附属明細書並びに財産目録は、センターの財産及び損益の状況をすべて重要な点において適正に表示しているものと認めます。

以上

監査報告書

令和 5 年 5 月 18 日

公益財団法人大阪タクシーセンター

会 長 西 岡 信 也 殿

公益財団法人大阪タクシーセンター

監 事 牛島憲人 

私は、令和4年4月1日から令和5年3月31日までの令和4年度の理事の職務の執行に関して監査を行いましたので、監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1 監査の方法及びその内容

私は、理事及び使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、理事会に出席し、理事等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて監査を行いました。

2 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

(ア) 事業報告は、法令及び定款に従い、センターの状況を正しく示しているものと認めます。

(イ) 理事の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書並びに財産目録の監査結果

計算書類及びその附属明細書並びに財産目録は、センターの財産及び損益の状況をすべて重要な点において適正に表示しているものと認めます。

以上